



# みずの通信

## 水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶉 3-70-7

TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2016. 2

### 税務について

|   |   |
|---|---|
| 1 | <p>平成 27 年度補正予算案、平成 28 年度予算案より。</p> <p>消費税軽減税率導入に向けた準備の支援として、</p> <p>① 複数税率導入に対応するための新たなレジ購入費用の 3 分の 2 (上限 20 万円) が補助されます。(3 万円未満のレジの場合は 4 分の 3)</p> <p>② 複数税率導入に対応するための受発注システムの改修費、小売業者の場合は 3 分の 2 (上限 1,000 万円) が補助されます。</p> <p>③ 複数税率導入に対応するための受発注システムの改修費、卸売業者等の場合は 3 分の 2 (上限 150 万円) が補助されます。</p> <p>予算規模は約 1,000 億円です。</p> |
| 2 | <p>平成 27 年度補正予算案、平成 28 年度予算案より。</p> <p>創業、第二創業支援制度が継続されます。創業の際の店舗借入費、設備購入費等の創業費用の 3 分の 2 (上限 200 万円) が補助されます。</p> <p>例年通りであるとする、金融機関の確認書が必要となりますので、その際の借入は日本政策金融公庫に相談するとよいです。今は民間金融機関と同じ自己資金は 10% でよいことになっているはずですのでハードルは高くないですし、民間金融機関より確認書の発行がスムーズで、時期を失することが少ないです。</p> <p>予算規模は小さいです。28 年度補正がつかないと難しいと思います。</p>                 |
| 3 | <p>平成 27 年度補正予算案、平成 28 年度予算案より。</p> <p>ものづくり、商業、サービス新展開支援補助金が継続されます。これも例年と同じとしたら、新規性、革新性のあるものづくり、サービスのための補助金となります。機械の取得費用等の 3 分の 2 (上限 1,000 万円) です。設備投資を伴わないものは上限が 500 万円になります。</p> <p>単なる設備の更新や増設では対象となりませんが、世界初、日本初というほどの新規性、革新性は求められていません。ご自分が面白いと思うような新規性、革新性があれば、ダメもとで応募してみてもよいと思います。</p>                                   |
| 4 | <p>平成 27 年度補正予算案、平成 28 年度予算案より。</p> <p>省エネ設備の導入 (空調、給湯等) の設備の取得費用の 3 分の 1 を補助します。</p>   |
| 5 | <p>平成 28 年度税制改正大綱より。</p> <p>生産性を高める機械装置を購入した場合は、償却資産税 (固定資産税) を 3 年間、2 分の 1 軽減するという制度ができます。</p> <p>この軽減を受けるには事前に計画書を提出してその認定を受けなければなりません。税率は 1.4%、その半分が軽減されるわけですから、0.7%、単純にその 3 倍としても、2.1% です。1,000 万円で 21 万円弱です。計画書の認定事務がどのくらい面倒かで判断することになりそうです。</p>   |

|    |   |
|----|---|
| 6  | <p>平成 28 年度税制改正大綱より。</p> <p>例えば、一人暮らしの親がなくなって、その親の住んでいた家にそのあと相続人の誰も住まないという場合、空き家となってしまふことから、空き家対策の一つとして、その土地建物を売却した場合は 3,000 万円控除があるという制度ができます。</p> <p>なお、誰かが同居していて、その人がその土地家屋を相続すれば、もともとその人の居住用財産ですから、売却した場合は居住用財産の 3,000 万円控除があります。</p>           |
| 7  | <p>生産性向上設備を導入した場合の即時償却制度は、平成 28 年 3 月で打ち切られますが、同様の趣旨の中小企業の上乗せ制度は平成 29 年 3 月までありますので、中小企業の場合はもう一年あることとなります。太陽光発電は中小企業の上乗せ制度では「電気業」がないので、余剰売電はOKですが、100%売電はNOとなります。</p>   |
| 8  | <p>法人のマイナンバー、去年の 12 月ごろに各会社に国税庁から届いているかと思いますが、この番号は、国税庁のホームページから検索できます。面白いと思いますから、自社の検索を一度お試しください。自分と同じ名前の会社が日本にいくつあるかも分かります。</p> <p>新しく会社を設立した場合は法務局から国税庁に通知が行き、国税庁が法人のマイナンバーを付し、会社の本店に送付されます。税務署への法人の設立届等、雇用保険事務所等への設置届はその番号を記入して提出することになります。</p> |
| 9  | <p>確定申告不要制度のワンストップふるさと納税、確定申告をされる人は、寄付金控除の確定申告が必要ですのでお忘れなく。</p>   |
| 10 | <p>確定申告時におけるマイナンバーの確認について</p> <p>確定申告のマイナンバーの記入は平成 28 年分から、つまり来年からになりますが、来年の確定申告の作業をスムーズに行うため、今年の確定申告でマイナンバーの通知カードと免許証のコピーをいただき、登録作業を事前に終わらせたいと思います。ご協力お願いします。</p> <p>また、会社の年末調整等ですでに登録が終わっている方につきましても、入手経路が違うことになり、流用となります関係上、再度、確認させていただきます。</p>  |

## あれこれ

年末の仕事納めが差し迫って、バタバタしていた時に、孫ができました。

昨年はほとんど趣味のフラメンコギターの練習ができませんでした。年末休みからギターを手にして、押さえが甘くなっていることにうんざりしながら色々弾いていたら、苦手だったGコードが急にすっきりと押えられるようになりました。さあこれからと思ったら、今年になって爪が割れました。当分、またギターは弾けません。でも物事、できなかったことが急に何かの拍子でできるようになるものだと改めて思いました。



NHK FMで安田祥子さん（由紀さおりのお姉さん）が、「比叡おろし」を歌っていました。初めて聞く曲です。曲がきれい、声がきれい、ピアノ伴奏がきれい。とても繊細で、素晴らしかったです。YouTubeでは著作権の関係でヒットしません。



年末年始、面白いテレビをやっていないので、久々に「善徳女王」を借りて観てみました。やっぱり面白い、溢れんばかりの生命力、心に響く素晴らしい言葉が散りばめられて勇気づけられます。私にとって韓国ドラマNO1です。



これがまあ 終（つい）のすみかか 雪五尺



小林一茶